

## アフリカ知的財産ニュースレター 2017年9月号(Vol.24)

### アフリカ: 知的財産をめぐる様々な話題

#### はじめに

本号では、アフリカにおける特許明細書作成能力の向上に日本が関与したこと、マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)に関してアフリカがまだ抱えている問題、モザンビークにおける商標使用意思の宣言書にまつわる重大な問題、南アフリカの知的財産ポリシー文書に関する話題、北アフリカにおける商標事案の遅滞、といった様々な話題を取り上げる。

#### ARIPO—日本、WIPOとの協力関係

日本および世界知的所有権機関(WIPO)は、最近、アフリカの弁理士教育の面で貴重な貢献を行なった。2017年9月4日から同月8日にかけて、WIPOは日本およびアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)と協力して、アフリカ15カ国から集まった弁理士などを対象とした特許明細書作成講座を実施した。この講座はハラレ(ジンバブエ)で開催され、アメリカと南アフリカからの講師とともに、日本からは創英国際特許法律事務所に所属する木津正晴 弁理士が講師を務めた。

特許明細書作成講座の開講式典の席上、ARIPOのFernando dos Santos 長官は、本講座は発明やイノベーションを保護するための知財トレーニングとして最も有益なものの一つであると述べるとともに、アフリカにおける知的財産制度の認知度の低さがアフリカで提出されるPCT出願の件数の少なさに繋がっていると語った。

開講式典において、在ジンバブエ日本国大使館次席の綱掛太秀氏は駐ジンバブエ日本国大使の岩藤俊幸氏の代理として開講の辞を述べた。知的財産制度はさまざまな理由から必要とされるが、そうした理由の一つが日本を含めた外国の民間セクターからの投資を促進することである、と綱掛氏は語っている。

日本国政府は、アフリカにおける知的財産の発展に長年関わってきた。2008年に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)において、日本国政府は「アフリカ知的財産制度のためのジャパン・トラスト・ファンド」と呼ばれる構想を立ち上げた。この構想は日本国特許庁の支援のもとWIPOにより実施されるものであり、その大きな柱の一つが、知的財産分野における教育の推進である。2016年にナイロビで行われた第6回アフリカ開発会議の際には、日本はアフリカにおける知的財産制度の普及啓発に向けて1000人の人材育成を約束した。本講座はこの人材育成の一環として実施された。

#### アフリカ—マドリッド・プロトコルに関する更なる問題

過去の記事ではマドリッド・プロトコルに基づきアフリカ諸国を指定国とする国際商標登録をめぐる生じた問題について取り上げてきたが、また別の問題が話題になっている。その問題とは、議定書に署

名しているいくつかの国が国際商標登録の記録を作成しておらず、国際商標登録の審査や異議申立のための公告を実施していないという事実だ。

では、なぜ国際商標登録指定の記録がないという事実が問題となるのか？我々の見解では、国の登録機関がその国で登録された商標権の適正かつ完全な記録を保管していないということは、いくつもの理由で深刻な問題となる。当該国における自社商標の現状を明らかにしたいと望む企業が地域的な調査を実施し、同国で保護されている商標の十分かつ完全な状態がその調査で判明しなかった場合、その企業は商標の現状を把握するのが困難であることに気づくだろう。企業がWIPOの記録を調査することは可能ではあるが、そうした調査を行うために必要な国際的な商標慣行に関する知識や経験を持っていない企業は数多く存在する。これと同じくらい懸念されるのは、適正な記録がなければ登録機関自体も、特定の商標の登録適格性や先行権利といった問題に関して判断を下すことが不可能だということである。国際商標登録制度が普及するにつれ、地域の記録はますます不完全なものになるため、これらの問題は次第に深刻化してくる。その国を指定国とした国際商標登録の公告が実施されていないことも、やはり問題である。新規の商標又は出願された商標が公告されていれば、異議申立、取消請求、場合によっては侵害訴訟によって当該商標の登録に反対しようとする商標権者がいたかもしれないが、新規出願の告知がなされないことで、そうした行動を妨げられてしまう。

実務的な観点から言えば、商標の現状を把握したいと考える商標権者は、国際商標登録指定に関する記録を作成していないアフリカの国々における商標の現状を明らかにしようとするたびに、WIPOの公報検索を必ず実施するようすべきである。

## モザンビークー使用意思の宣言書にまつわる諸問題

モザンビークの商標制度の独自な点の一つに、権利者は5年ごとに商標使用の意思を示した「使用意思の宣言書(Declaration of Intent to Use ;略称 DIU)」を提出しなければならないという要件がある。現実の使用を立証する必要はなく、商標権者は商標使用の意思を宣言するだけで良いという点に留意すべきである。DIUの提出を怠った場合に生じる結果として、登録は引き続き有効だが商標権は権利行使不能とされ、最終的にDIUが提出される時点まで権利行使不能の状態が続く。しかも、遅れてDIUを提出する際には現実の使用が立証されなければならない。重要な点を言えば、DIUが提出されていない商標登録の取消しを第三者が申請した場合、その登録は当局によって取消されることになる。

この慣行により、モザンビークに所在する企業が、DIU未提出の商標の登録取消しを申請するという事態が生じている。その目的は、外国企業の商標(時には周知商標)を手に入れることであろうと思われる。ターゲットになった商標登録の権利者は、そのような事態が起こっていることすら知らない場合がしばしばある。登録当局が登録取消申請に関する通知を登録人に交付しないからである。

こうした混乱に加えて、日付に関する不確実性という問題もある。法の規定によれば、国内登録の有効期間である5年間は出願日から起算されるのに対し、国際商標登録の有効期間は国際商標登録日から起算されることになっている。ところが登録当局は、国際商標登録に関する起算日を当該登録がモザンビーク国内で公告された日に変更する旨の告知を発行した。

それゆえ、商標権者はDIUの提出を非常に重視する必要がある。前に述べたように、商標権者がモザンビーク国内での商標使用をまだ開始していないとしても、DIUの提出には何らリスクは生じない。商標権者は、モザンビーク国内で自らの商標を使用する意思があると主張するだけで良いのである。しかし、DIUの提出を怠った場合、それに伴う重大なリスクが、登録の取消しという形で発生し、商標権者はその取消しの措置を知ることすらないかもしれない。

## 南アフリカー知財ポリシー

南アフリカ当局は、実業界と南アフリカ国民の両方のニーズに応える知財ポリシーを目指す取組みを長期にわたって続けてきた。最新版のポリシー案が発表されたのは2017年8月9日のことであり、それに関する意見公募期間は2017年10月9日までとされている。

最新版のポリシー案は、経済成長を促す上での知的財産の重要性を認識し、同国が天然資源に依存する経済から知識経済に移行する必要があるということを認識している。これとは別の文脈の中で、知財ポリシーは南アフリカの経済発展戦略の中核的な部分となるだろうと同案は述べている。また、この文書は、公衆衛生などの問題に関して、知的財産は零細な組織や脆弱な個人をサポートするものでなければならないと述べている。また、知的財産は、イノベーションの文化を推進するものでなければならないと述べ、南アフリカの技術と文化を振興させるものでなければならないとも述べている。

実務的な措置に関して言えば、この文書は特許の実体審査制度設立の意向を明らかにしている(南アフリカには常に寄託制度があったが、特に医薬品がらみのコンテキストにおいて、この制度はずっと批判的になっていった)。公衆衛生と食品安全性の保護と向上を図るため、南アフリカはTRIPS協定により認められた柔軟性を活用しなければならない、と述べている。また、国内の小規模企業に対する法的保護を推進するための実用新案制度の利用や伝統的知識の保護に関する記述も、この文書に含まれている。

最新版の知財ポリシー案は、2013年に最初に提示された文書とはかなり異なっているが、これは好ましいことである。近いうちに最終的なポリシー文書を完成させることができれば、それは非常に有益であると考えられる。

## アルジェリア、リビア—商標に関する手続の遅滞

商標権者は現在、北アフリカの2つの国で深刻な手続の遅滞を経験しつつある。

**アルジェリア:** 国際商標登録の暫定拒絶に関する提出物への応答を含め、多くの商標に関わる文書の発行に関して相当の遅滞が生じている。人手不足がその原因であることは分かっているが、審判委員会(Committee of Appeals)の会合が年2回しか行われれないという事実もこれと並ぶ原因となっている。

**リビア:** 商標局は商標登録証の発行を停止した。もちろん、同国で大規模な混乱が起こっているという事実がある以上、この最近の情勢はおそらく同国のそうした現状に即して解釈すべきものであろう。

## 結論

日本をはじめとする国々の知的財産専門家からの助力や、十分に考え抜かれた知財ポリシーによって、アフリカは最終的には、先進国の制度に比肩するような知的財産制度を手にすることができるだろう。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 24 (2017年9月)

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。